

## ドイツ占領期ラインラント・プファルツ州憲法の制定と 宗教教育の復権

### Die Verfassung für Rheinland-Pfalz(1947) und die Wiedereinsetzung des Religionsunterrichts in der deutschen Besatzungszeit

遠藤孝夫\*

Takao ENDO\*

#### 【論文要旨】

ドイツ連邦共和国憲法（基本法）は、「神」との関係から国家の再建理念を基礎づけ、公教育の要件として宗教教育（端的にはキリスト教教育）を明確に位置づけている。このことは、厳格な政教分離と公立学校での宗教教育を禁止している我が国と著しい対照を成している。本稿は、このドイツの戦後教育の展開において一つの顕著な特徴と言える「宗教教育の復権」の具体相とその歴史的背景の解明に迫ることを意図するものである。具体的には、基本法に先立って占領下に制定された州憲法に注目し、特にその中でも最もキリスト教的自然法に刻印されたものとされるラインラント・プファルツ州憲法（1947年）の制定過程での論議を分析することで、「宗教教育の復権」に象徴される戦後ドイツ初発の国家と公教育の再建理念を明らかにした。

キーワード：ラインラント・プファルツ州憲法、宗教教育の復権、キリスト教的自然法、アドルフ・ジューターヘン

#### はじめに

本稿は、占領下ドイツの諸州で相次いで制定された憲法とそこでの宗教教育関連条項の成立過程の分析を通して、ドイツの戦後教育の展開において一つの顕著な特徴と言える「宗教教育の復権」の具体相とその歴史的背景の解明に迫ることを意図するものである。

戦後の我が国では、日本国憲法と教育基本法の制定により、政教分離原則および公立学校における特定の宗教教育（宗教的活動を含む）の禁止の原則が適用されてきた。これに対して、同じく第2次世界大戦の敗戦国であるドイツにおいては、我が国の法規定とは「著しい対照」<sup>1)</sup>とも表現すべき状況が確認される。すなわち、1949年制定のドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）の憲法、いわゆるボン基本法では、その前文冒頭で、「神および人間に対する責任を自覚して」（im Bewußtsein seiner Verantwortung vor Gott und

den Menschen）、この憲法が制定されたことが明記され、また子どもの養育と教育は親の「自然の権利」（das natürliche Recht）であること（第6条）、さらに「宗教教育」（Religionsunterricht）は公立学校における「正規の教科」（ordentliches Lehrfach）であり、それが当該宗教団体（Religionsgemeinschaft）の教義に基づいて授けられるべきこと（第7条）が、それぞれ規定されている。

「神」との関係から国家の再建理念を構築し、公教育の要件として宗教教育（端的にはキリスト教教育）を明確に位置づけるというボン基本法に見られる顕著な特質とその意味を、我々はどのように理解すべきなのだろうか。また、こうした特質は如何なる背景から刻印されたものなのだろうか。これらの問題を検討する手掛かりを与えてくれるのは、ボン基本法に先立ち、後にドイツ連邦共和国を構成することになる西側占領地区の諸州において、1946年から47年にかけて相次いで制定

\*弘前大学教育学部学校教育講座（教育学分野）

Department of School Education(Educational science), Faculty of Education, Hirosaki University

された憲法である。それは、これらの諸州憲法では、上記のようなボン基本法に確認される特質がより一層明確に示されていたからであり、ボン基本法はこれら諸州憲法の最大公約数として集大成されたものであったからである。ドイツ敗戦直後の時期に、戦勝国による占領統治の下であっても、ドイツ人自らの手で起草・審議・制定されたドイツ諸州憲法は、H. クラースの言葉を借りるならば、この時点での「国家と社会の再建の精神的基盤に関する議論の到達点」を示すものであり、ボン基本法的前提となる「秩序モデル」を提供するものであった<sup>2)</sup>。

この点で、とりわけ注目すべき憲法は、ラインラント・プファルツ州憲法(1947年)であった。この憲法は、「本質的にキリスト教に方向づけられた戦後諸憲法の頂点」<sup>3)</sup>に位置づけられるものとして、またその草案起草から制定に至るまでアドルフ・ジュスターヘン(Adolf Süsterhenn)という一人の人物が決定的な役割を果たした極めて稀有な憲法としても特筆すべき憲法であった<sup>4)</sup>。そこで本稿は、直接的には、このラインラント・プファルツ州憲法を典型的な事例として分析の俎上に載せ、戦後ドイツの国家と公教育の再建時点での指導理念の解明に迫ることを課題としたい。

ドイツ諸州憲法に関する先行研究としては、我が国では、憲法学の立場からの影山日出弥の概説的論考と宮本光雄による3州(ヴェルテンベルク・バーデン州、ヘッセン州、ベルリン州)の憲法成立史の論考<sup>5)</sup>がほぼ唯一のものとして挙げられ、それに清水望『国家と宗教—ドイツ国家教会法の再構成とその展開—』(1991年)における教会法の観点からの概括的言及がある程度で、教育史研究としてはほぼ未開拓の状況にある<sup>6)</sup>。またドイツでも、この分野の研究の蓄積は未だ充分ではなく、1980年代以降になって、各州議会および政治教育センター(Landeszentrale für politische Bildung)が中心となる形で、州憲法の成立過程に関する研究書や資料集が刊行され始めたところで<sup>7)</sup>、本格的な研究は緒に就いた段階と言える。ラインラント・プファルツ州憲法およびA. ジュスターヘンに関する我が国での先行研究は、管見の限り皆無の状態にある。

なお、本稿で主として分析に使用する基本資料は、ラインラント・プファルツ州憲法(1947年)の制定過程資料集成として編集された『ラ

インラント・プファルツ州憲法の成立』(Helmut Klaas, Die Entstehung der Verfassung für Rheinland-Pfalz, 1978.)と、同州憲法制定の中心人物で、ボン基本法の制定にも深く関与したA. ジュスターヘンが執筆した『ラインラント・プファルツ州憲法コンメンタール』(A. Süsterhenn, H. Schäfer, Kommentar der Verfassung für Rheinland-Pfalz, 1950.)である。

以下、まず占領下ドイツ諸州憲法の宗教教育体制とその特徴を概観し<1>、次いで、ラインラント・プファルツ州憲法の制定過程とそこで主導的役割を果たしたA. ジュスターヘンの思想的背景を検討し<2>、最後に議会審議過程での議論の分析から、この憲法の指導理念として「キリスト教的自然法」が据えられ、宗教教育が復権へと至った背景を明らかにする<3>。

## 1. 占領下ドイツ諸州憲法の宗教教育体制の概観

### (1) 占領統治体制とドイツ諸州憲法の制定

1945年5月8日のドイツの無条件降伏により、ナチス支配とその統治体制は完全に崩壊し、以後ドイツは米ソ英仏の戦勝4カ国軍政府による統治体制に置かれた。ベルリンには4カ国軍政府代表で構成される管理理事会が設置されたものの、東西冷戦の顕在化に伴って、そこでの意見調整は難航を極めた。この結果、ドイツ全体の統一的な占領政策の策定は事実上放棄され、4カ国軍政府それぞれによる分割占領政策が実施されていった。

後の西ドイツを構成することになる米英仏による占領地区においては、ドイツ人への行政権限の委譲措置が順次行われ(まずアメリカ占領地区から)、地方自治体の選挙、州(Land)の設定とその暫定政府の設置に続き、州憲法の制定へと続いた。州憲法の制定作業は、まずアメリカ占領地区(ドイツの中南部)で1946年2月から開始され、フランス占領地区(ドイツの西南部)ではほぼ半年遅れの同年8月から開始された。これに対して、イギリス占領地区(ドイツ北西部)では、本国の不文憲法の伝統も関係して、憲法制定は当初見合わされ、この地区の州憲法制定は、ハンザ自由都市としての独自の伝統を有するプレーメン<sup>8)</sup>とハンブルクを除き、ボン基本法の制定以後となった。

こうして制定された各州憲法は<表1>の通り

＜表1＞ 戦後ドイツの州憲法の制定順序

1946年 5月15日	(ハンブルク州暫定憲法)	イギリス地区
8月13日	(大ベルリン暫定憲法)	
11月28日	ヴュルテンベルク・バーデン州憲法	アメリカ地区
12月2日	バイエルン州憲法	アメリカ地区
12月11日	ヘッセン州憲法	アメリカ地区
1947年 5月18日	<u>ラインラント・プファルツ州憲法</u>	フランス地区
5月20日	ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州憲法	フランス地区
5月22日	バーデン州憲法	フランス地区
10月21日	ブレーメン州憲法	アメリカ地区
12月15日	(ザールラント州憲法)	
(1957年までフランス領、以後西ドイツに編入された)		
1949年 5月23日	<u>ドイツ連邦共和国基本法</u>	
12月13日	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州憲法	イギリス地区
1950年 6月28日	ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法	イギリス地区
9月1日	ベルリン州憲法	
1951年 4月13日	ニーダーザクセン州憲法	イギリス地区

である<sup>9)</sup>。このうち、1949年5月のボン基本法の制定に先立って制定されたのは10憲法であるが、都市州のハンブルクとベルリンの憲法は基本権や教育条項を含まない、純粋な行政組織に限定された暫定憲法 (Vorläufige Verfassung) であり、またザールラント州は1957年までフランス領とされていた。このため、本稿で検討の対象とする憲法は、ヴュルテンベルク・バーデン州 (WB と略記。以下同じ)、バイエルン州 (Bay)、ヘッセン州 (He)、ラインラント・プファルツ州 (RP)、ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州 (WH)、バーデン州 (Bad)、そしてブレーメン州 (Bl) の計7憲法とする。

## (2) 占領下ドイツ諸州憲法の宗教教育体制

これらのドイツ敗戦直後の1946年から47年にかけて制定された諸州憲法には、次の3つのほぼ共通する顕著な特徴を確認することができる。

まず第1に、一般的なキリスト教に基づく聖書物語史の教育を行うブレーメン州 (Bl32。ブレーメン州憲法第32条の意。以下同じ) を除き、宗教教育が「正規の教科」(ordentliches Lehrfach) と位置づけられ、しかもそれは当該宗教団体の教義に従って授けられることが規定されていることである (WB39, Bay136, He57, RP34, WH115, Bad28)。ここでは、ヘッセン州の規定

を例示しておきたい。

### ○ヘッセン州憲法第57条

宗教教育は、正規の教科である。宗教教育においては、教師は、国(州)の監督を害することなく、教師の所属する教会ないし宗教団体の教義と規則に拘束される。

第2に、学校(特に国民学校)は、宗派別(基本的にはカトリック派と福音派の2つの宗派)に設置される学校である「宗派別学校」(Bekenntnisschule)か、もしくは宗派別ではない「宗派共同学校」(Simultanschule, Gemeinschaftsschule)のいずれかの形態とされ、宗派共同学校の場合であっても、その学校は「キリスト教的」(christlich)という性格づけが前提とされていることである。つまり、いずれの場合でも、公立学校が基本的には「キリスト教的学校」であるとの性格づけが明確にされていることである (WH114, Bay135, RP29, WB37, Bad28)。ここでは、代表的に3州の規定を例示しておきたい。

### ○ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州憲法第114条

(1)公立の国民学校はキリスト教的学校である。

(2)学校の形態の決定にあたっては、親の意思が最優先される。

#### ○バイエルン州憲法第135条

(1)公立の国民学校は、宗派別学校または宗派共同学校とする。学校の種類の選択は教育権者の自由である。ただし宗派共同学校は宗派的に住民が混在している場所で、教育権者の申し立てにより設立される。宗派別学校では、生徒を当該宗派の教義に従って授業し、教育者にふさわしくこれを行なおうとする教員のみが派遣される。

#### ○バーデン州憲法第28条

公立学校は、バーデンの伝統的な意味でのキリスト教的性格を有する宗派共同学校である。全ての学校においては、授業に際して、どのキリスト教宗派の宗教的感情も尊重されなければならない。教師はどの教科でも、全ての生徒の宗教的・世界観的感情にも配慮し、宗教的・世界観的考え方を事実即して説明しなければならない。

第3に、7州中5つの州では、その憲法前文において、「神を欠落した国家・社会秩序」(Bay)、「神への信頼」(WB, Bad, WH)、「神への服従」(WH)あるいは「神に対する責任」(RP)といった表現で、「神」(Gott)への直接的言及が見られ、さらに具体的な教育目的の規定としても、「神への畏敬」(WH111, WB36, RP33, Bad26, Bay131)ないし「畏敬と隣人愛」(He56)といった表現で、神への信仰ないしキリスト教の最も基本的な教義に配慮すべきことが規定されていることである。その代表的な規定を以下に例示しておきたい。

#### ○バーデン州憲法前文

神への信頼を抱きつつ、バーデン州の住民は、古いバーデンの伝統の受託者として、キリスト教の道徳律および社会的正義の原則に従って、自らの国家を民主主義の精神において新たに建設することを祈念して、以下の憲法を制定した。

#### ○バイエルン州憲法第131条

(2)最高の教育目的は、神への畏敬、宗教的信条

および人間の尊厳の尊重、克己、責任感情、進んで責任を引き受けること、親切心、そしてあらゆる真理・善・美への感受性、これらを涵養することである。

以上で確認した、諸州憲法の宗教教育体制にほぼ共通する3つの特徴が、最も顕著に現れていた憲法は、ラインラント・プファルツ州憲法であった。そこで、次にこの憲法の制定過程とそこで主導的役割を果たしたA.ジュスターヘンについて、検討することにした。

## 2. ラインラント・プファルツ州憲法の制定過程とA.ジュスターヘン

### (1) ラインラント・プファルツ州憲法の制定過程

まず、ラインラント・プファルツ州憲法の制定過程を簡単に確認しておきたい<sup>10)</sup>。ナチス・ドイツの崩壊後、フランス軍はドイツの西南地区に進駐しその占領地区とした。フランス軍政府長官はピエール・ケーニヒ将軍 (General Pierre Koenig) であった。具体的には、①バーデン地区 (旧バーデン州のうち、アメリカ占領地区となった部分を除く)、②ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン地区 (旧ヴュルテンベルク州のうち、アメリカ占領地区となった部分を除く)、③ヘッセン・プファルツ地区 (旧バイエルン州の一部)、④ラインラント・ヘッセン・ナッサウ地区 (旧プロイセン州の一部)、この4地区がフランス軍政府の占領下に置かれた。このうち、バーデン地区とヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン地区はそれぞれ州とする措置が執られた。残る2地区に関しては、1946年8月30日付のフランス軍政府指令第57号により、歴史的にも文化的にも異なる背景を持つ2地区合わせてラインラント・プファルツ州という新たな州とすることが定められ、同時にその州憲法の草案準備を担う機関として、2地区の暫定政府代表で構成された「混成委員会」(Gemischte Kommission) が設置されること、さらに州憲法を審議するための「州憲法制定議会」(Beratende Landesversammlung) が地方自治体議員による間接選挙で組織されるべきことも指示された。

1946年9月3日には、この指令に基づいて設置された「混成委員会」の下に、具体的

に憲法草案の起草の任を担う「憲法委員会」(Verfassungsausschuß)が設けられ、キリスト教民主同盟(CDU)から3人、社会民主党(SPD)から2人、共産党(KPD)から1人の計6人の委員が指名された。この時、「憲法委員会」の委員長に就任した人物が、CDUから出ていたアドルフ・ジュスターヘンであった。後述されるように、ジュスターヘンはこの時既に、周到な憲法調査を行っており、憲法草案も準備していた。そして、ジュスターヘンの憲法草案は、10月25日に、ほぼそのままの内容で「混成委員会」に提出されており、最終的には「混成委員会」としての憲法草案(実質的内容はジュスターヘンによる憲法草案)が、政府の憲法案として、州憲法制定議会に提案されたのである。

一方、1946年9月15日と10月13日に、末端の自治体であるゲマインデ議会および郡議会の選挙が行われ、さらにこれら地方自治体の議会議員による間接選挙により、11月17日に州憲法制定議会の議員(127名)が選出された(指令第57号を具体化した10月8日付指令第67号による)。この州憲法制定議会の議員の政党別分布は、CDUが70人(全議席の55.1%)、SPDが41人(32.3%)、KPDが9人(7.1%)、等となっていた。また、同年12月3日には、ラインラント・プファルツ州暫定政府が、W. ボーデン(CDU)を首相として発足した。この時、A. ジュスターヘンは司法大臣に就任している。こうして、1946年12月から翌47年4月まで、州憲法制定議会において、憲法案の審議が行われた。実質的には、州憲法制定議会の内部に設置された「憲法委員会」(Verfassungsausschuß der Beratenden Landesversammlung)で審議されたが、その委員15名の政党別内訳は、CDUが8人、SPDが5人、KPDが1人等となっていた。ジュスターヘンは、司法大臣として、また州憲法制定議会の「憲法委員会」委員の立場としても、憲法審議に主導的役割を果たした。最終的には、1947年4月25日に、政府の憲法案についての採決が行われ、投票総数101票中、賛成70票、反対31票(主にSPDが反対した)により、憲法案が採択されている。この時同時に、最後まで最も意見対立が激しかった憲法第3章(学校に関する条項)については、憲法全体の可否を問う住民投票に加えて、同様の住民投票を実施すべきことを要求したCDU

の動議も賛成多数で採択された。1946年5月18日には、憲法および憲法第3章に関する住民投票が実施され、その結果、憲法への賛成が投票総数の53.0%、憲法第3章への賛成が52.4%を占めたことで、憲法は国民から承認され成立することとなった。

以上のような制定過程を概観すれば、アドルフ・ジュスターヘンによる憲法草案が、ラインラント・プファルツ州憲法の土台となっていたことが知れる。事実、憲法制定議会の席上、ヴェルメリン議員(Franz Wuermeling)は、ジュスターヘンを「憲法案の精神的父」と賞賛していた<sup>11)</sup>。しかも、この憲法案は、大きな修正を受けることなく憲法として成文化されていった事実を加味すれば、ジュスターヘンがラインラント・プファルツ州憲法の「精神的父」(geistiger Vater der Verfassung)と呼ばれることが多いことも当然と言えよう<sup>12)</sup>。

それでは、このアドルフ・ジュスターヘンとは如何なる人物だったのだろうか。次に検討してみよう。

## (2) A. ジュスターヘンの経歴と思想的背景<sup>13)</sup>

A. ジュスターヘン(Adolf Süsterhenn, 1905-1974)は、商業系の会社員を父親として1905年にケルンで生まれた。当時ドイツ帝国プロイセンの一部であったケルンは、伝統的にカトリック教会の影響力が強いドイツ西部のライン地方にある中核都市で、ジュスターヘンの生涯と思想もこのカトリック派信仰に強く彩られていくことになる。彼は、既にケルンのギムナジウム時代に、カトリック系青年運動の組織である「新ドイツ」(Neudeutschland, 1919年設立)で活動していた。その後、1923年から27年までフライブルク大学とケルン大学で、主に法学と国家学を修め、27年には第一次司法試験(司法官試補試験)に合格して、法律家の道へと入っていく。

彼の大学時代に特筆すべきことは、カトリック学生運動での活動とそこで受けた思想的影響である。特に、ケルン大学の教授と学生によって結成されたカトリック系の政治運動組織である「ゲーレス・リンク」(Görres-Ring zur politischen Schulung katholischer Jungakademiker)での活動が重要となる。ケルンを含めたライン地方には、第一次世界大戦でのドイツの敗北に伴って

イギリス軍が進駐していた。しかし、1926年にイギリス軍が撤退すると、民族主義的・反ユダヤ主義的な学生運動組織である〈ドイツ大学リンク〉(Deutsche Hochschulring, 1923年に『第三帝国』を著した民族主義者 Moeller van den Bruck の思想を指導理念とする組織)が、ケルンでも勢力を拡大しつつあった。〈ゲーレス・リンク〉は、こうしたナチズムへと流れていく運動を食い止めることを目的に組織された対抗グループであり、ジュスターヘン自身もその創設者の一人となって参画した。この〈ゲーレス・リンク〉の指導的立場を果たし、またジュスターヘンの思想的背景を探る上でも重要な人物が、G. エーバース (Godehard Josef Ebers, 1880-1958) と B. シュミットマン (Benedikt Schmittmann, 1872-1939) という2人のケルン大学教授であった。

G. エーバースは、当時としては極めて稀なことであるが、キリスト教的自然法思想を基盤とする国際法学者であり、ジュスターヘンが1928年に法学博士号を取得した際の指導教授でもあった。エーバースは、1933年1月のヒトラー首相就任の直前にケルン大学総長に就任したものの、1935年にはナチス国家体制に好ましくない政治的カトリック思想の信奉者として解任され、1938年には一時的に逮捕されてもいる。一方のB. シュミットマンは、社会学者兼経済学者で、ワイマール期にはプロイセン州議会の議員(所属政党はカトリック中央党)として、フランスとの和解に尽力した。シュミットマンは、ナチズム運動には最初から対決姿勢を見せていたため、ヒトラーの首相就任後には、エーバースと同様に「国家に好ましくない人物」としてケルン大学教授を解任され、さらに1939年9月1日の第二次世界大戦勃発直後、予ねて準備されていたリストに基づきゲシュタポ(ナチスの秘密国家警察)によって逮捕、ザクセンハウゼン強制収容所に連行され、早くも9月13日には殺害されている。ジュスターヘンは、こうしたナチズムと鋭く対峙し、ナチズムにより弾圧された2人のケルン大学教授のカトリック派信仰を基盤とする思想と行動から、決定的な影響を受けた。

ジュスターヘンは、1932年からケルンで弁護士として活動を開始した。翌年の1933年3月12日のケルン市議会選挙では、中央党から立候補して当

選している。しかし、彼は既に国家権力を掌握していたナチス党への入党を断固拒否したことを理由に、僅か6週間後には議員資格を剥奪されている。以後ジュスターヘンは、ドイツ敗戦までの12年間、ケルンにおいて弁護士活動を展開するが、その彼が主として弁護を担当したのは、それ自体身の危険を伴うことであったが、ナチス当局から迫害・弾圧されたカトリック系の政治家や聖職者・修道士たちであった<sup>14)</sup>。さらに、ジュスターヘンは、1939年の戦争勃発以降は、反ナチス抵抗運動に参加していった。特に彼は、オランダのカトリック労働運動とドイツ国内では地下潜伏を余儀なくされていたキリスト教労働運動との連携に尽力し、また国防軍内部における反ヒトラー抵抗グループの一翼を担っていたシュテレー大佐 (Wilhelm Staehle, 1945年4月に帝国保安隊により殺害)<sup>15)</sup>とも緊密に連絡を取っていた。1944年3月には、ケルンのジュスターヘンの自宅で、ヒトラー暗殺とその後の新政府樹立計画、いわゆるワルキューレ作戦に関連した重要な会議も持たれている。この会議の参加者には、新政府の農業大臣に擬せられていたヘルメス (Andreas Hermes) もいた。ヘルメスは、反ナチス抵抗グループの一つ〈ケルン・グループ〉の中心メンバーの一人で、同じく反ナチス抵抗グループの〈ゲルデラー・グループ〉と〈クライザウ・グループ〉との連携を図っていた<sup>16)</sup>。ワルキューレ作戦は失敗に終わり、ヘルメスを含め関係者が次々と逮捕され、ヘルメスには死刑判決が下されている。ジュスターヘンは、ワルキューレ作戦ではゲルデラーを首班とするドイツ新政府とオランダ政府との仲介役に予定されていたが、辛くも逮捕を免れた。それは、ひとえにヘルメスらがゲシュタポによる尋問で黙秘を通じたことによるという。

1945年5月、12年間にわたるナチズム支配から解放されてから、ジュスターヘンはフランス軍の占領地区の一つとなったラインラント・ヘッセン・ナッサウ地区における新たなキリスト教政党、キリスト教民主同盟 (CDU) の共同創始者となった。CDUの結成に参加しドイツの再建に精力的に取り組み始めた1946年の早い時期に、ジュスターヘンはあるCDUの会合で、ケルンの弁護士時代からの旧知の仲のアデナウアー(後のドイツ連邦共和国初代首相)と再会している。その時アデナウアーは、アメリカ軍占領地区で開始される

ことになった州憲法制定の動きを現地調査・研究することをジュスターヘンに勧め、その実現のための条件整備も買って出ている。ジュスターヘンはこのアデナウアーの助言通り活動し、そのアメリカ地区での憲法調査・研究の結果を基にして、ナチズム崩壊後のドイツ再建の基本理念に関する論稿を地元の週間新聞〈ライン・メルクール〉誌に精力的に寄稿していった<sup>17)</sup>。上述のように、1946年9月にラインラント・プファルツ州憲法の草案起草作業が開始された際に、ジュスターヘンがその中心的役割を果たすことになる背景には、ナチズムの嵐を辛くも生き延びた者として、反ナチス抵抗運動の犠牲者を心に刻みつつ、キリスト教的自然法の理念からドイツ再建に貢献したいという彼自身の強い願いと、アメリカ占領地区での現地調査も含めた豊富な憲法研究の実績があったことになる。

なお、ジュスターヘンは、ラインラント・プファルツ州暫定政府の司法大臣として、州憲法成立に尽力した後、1947年から51年まではアルトマイヤー首相の下で、州司法大臣兼文部大臣としても、州憲法と学校条項の具体化の責任者も務めた。また、1948年8月からのボン基本法草案（いわゆるヘレンキムゼー草案）の起草にもラインラント・プファルツ州代表として参加しており、その後の基本法草案の審議過程においても、テオドア・ホイスやカルロ・シュミットとともに主導的役割を果たしている。さらに、ジュスターヘンは、1951年から61年まではラインラント・プファルツ州行政裁判所と憲法裁判所の長官、1961年から69年まではドイツ連邦議会議員も務め、1974年にコブレンツで亡くなっている。

カトリック派信仰、キリスト教的自然法、その両者を思想的基盤とする反ナチス抵抗運動への参加、二大宗派横断的なキリスト教倫理に基づくドイツ再建への尽力。こうしたジュスターヘンの経歴と思想は、ドイツ敗戦を挟んでナチズムの嵐と戦後の困難な復興とを誠実に生き抜いたドイツの人々の一つの典型的な姿とも言えるだろう。では次に、このジュスターヘンを「精神的父」とするラインラント・プファルツ州憲法の制定過程における論議を分析することで、この憲法の指導理念とそれとの関連で宗教教育の復権の背景を確認してみよう。

### 3. ラインラント・プファルツ州憲法の根本理念と宗教教育の復権

#### (1) ナチズム以後の国家再建理念としてのキリスト教的自然法

ラインラント・プファルツ州憲法全体を貫徹していた根本理念、それは一言すれば、ナチズム体験を通して再認識された「キリスト教的自然法」(das christliche Naturrecht)への絶対的確信であった。ジュスターヘンは、このキリスト教的自然法の思想を、ナチズム崩壊以後に制定されたドイツの諸憲法（ボン基本法を含めて）に共通して流れている「精神的基盤」であるとして、その背景を次のように詳述している。

それによれば、ナチズム期に「総統の意思は最高の法」の合い言葉の下に、暴力と人間の自由の否定といった支配体制を正当化する機能を果たしていたのが、19世紀以降台頭してきた「法実証主義」(Rechtspositivismus)であった。こうした「法実証主義の荒廃的作用」を前にした時、「自然の道德律の中で根拠づけられた、国家による恣意から守られた法」、つまり「自然法への強力な方向転換」が生じてきた。この「自然法への転換」は、ただ単に法学や思想の世界に止まらず、「ナチズム時代に常に形式的な合法性と道徳的正当性とのアンチノミーを体験し、国家の法的命令が直には真の法、すなわち倫理的に根拠づけられた法とは一致しないことを理解した、広範なドイツ国民の倫理的な感情ともなっていた。」という。しかも、このナチズム期から戦後期へと賦活した自然法の思想は、啓蒙思想やフランス人権宣言におけるような人間理性の産物としての自然法ではなく、キリスト教的伝統と結合した自然法、従って「神の創造意思に起因する自然法」、「神に根拠を持つ自然法への信仰告白」である。こうしたキリスト教的自然法への絶対的信頼は、「ナチズム時代に体験された・・・国家による暴力行為に抵抗して、自らの人間としての自由を守ろうとしたドイツの人々の根源的必要性から生じてきた」ものであった<sup>18)</sup>。

このように、ジュスターヘンによって説明されたナチズムの権力支配への対抗原理としてのキリスト教的自然法の思想は、ナチズム以後の国家と教育の再建理念として、戦後のドイツ諸州憲法を貫徹する指導原理ともされていった。このことは、

ラインラント・プファルツ州憲法の前文に端的に表明されている。

#### ○憲法前文

法の源泉であり、あらゆる人間共同体の創造者である神に対する責任を自覚して、人間の自由と尊厳を確保し、社会的正義に基づいて共同体生活を秩序づけ、全ての人々の経済的進歩を促進し、国際社会の生き生きとした構成員としての新たな民主主義的ドイツを形成することを祈念して、ラインラント・プファルツ州の住民は、この憲法を制定した。

この憲法前文では、単に「神」という言葉が使用されているだけではなく、「法の源泉であり、あらゆる人間共同体の創造者である神に対する責任を自覚して」という表現で、同時期の州憲法よりも一層踏み込んだ神への信仰告白が行われている。この前文はジュスターヘンの最初の憲法草案に既に規定されていたもので、法案の審議過程では、共産党の委員から、その無神論的世界観に基づいて、神への言及に反対する意見が出されたが、SPDを含むその他の政党からは大きな異論は表明されず、成案を見ている<sup>19)</sup>。

この前文を積極的に支持したのは言うまでもなくCDUであった。憲法制定後の最初の首相に就任するCDUのP.アルトマイアー（1969年に後の連邦首相H.コールに交代するまでの22年間首相を務めた）は、憲法制定議会の席上、この前文は、ナチズムという「神なき国家絶対主義の時代」を経験した後で、「意識的かつ明確に」、「神への信仰告白」を行い、「公的生活における主なる神の優越的地位を宣言し、憲法上の承認を行ったのである。」<sup>20)</sup>と述べ、この憲法がキリスト教的自然法を根本原理とするものであることを言明している。

#### (2) 自然権としての親権と宗教教育の復権

この憲法の審議過程を通して、CDUとSPDとの間で最も激しい論戦が続き、最後まで合意が得られなかった論点は、自然権としての親権とそれを基盤とした学校のキリスト教的性格付けを、憲法条文としてどこまで、どのように表現するのか、という問題であった。最終的に成立した関連条項を抜粋して示せば次の通りである。

#### 第23条

(1) 結婚と家庭は自然により与えられた人間の社会の基礎である。結婚と家庭は、固有の自然の権利の共同体として、国家の特別の保護の下に置かれる。

#### 第25条

(1) 両親は、その子どもを身体的・道徳的・社会的有能さに向けて教育する自然の権利と最高の義務を持つ。国家と共同体は、両親の教育活動を監視しかつ支援する権利と義務を持つ。

#### 第27条

(1) 子どもの教育について決定する父母の自然権は、学校制度の編成の基礎である。

#### 第28条

青少年の教育は公立学校によって配慮されるべきである。その教育の組織のために、国家と市町村が協働する。教会と宗教団体も教育の担い手として認められる。

#### 第29条

(1) 公立の国民学校は、宗派別学校、もしくはキリスト教的宗派共同学校である。  
(2) 宗派別学校においては、生徒は同じ宗派の教師から教育される。その際には、教育は当該の信仰の宗教的・道徳的原則によって規定される。宗派共同学校においては、生徒の受け入れは、その信仰を考慮しないで行われる。宗派共同学校における教育は、キリスト教的であっても、宗派に結びつかないで行われる。教員の任用は、生徒の信仰の状況に応じて行われる。

#### 第33条

学校は、青少年を、神への畏敬と隣人愛、尊敬と寛容、誠実さと正直さ、国民および郷土への愛着、倫理的態度と職業的有能、さらに国際的和解の精神において自由な民主主義的態度へと教育しなければならない。

見られるように、結婚と家庭は「自然によって与えられた人間社会の基礎」であり、「固有の自然の権利の共同体」であること（第23条）、両親はその子どもを「身体的・道徳的・社会的有能さに向けて教育する自然の権利と最高の義務を持つ」（第25条）と規定され、同時期の他の諸州憲法以上に、家庭と親の子どもへの教育権が自然法

に基づく「自然権」であると強調されている。その上で、この親権が同時に「学校制度の編成の基礎」に据えられるべきこと（第27条）、教会と宗教団体が国および地方公共団体と並んで、公立学校の「教育の担い手」（Bildungsträger）としての地位が与えられること（第28条）、公立国民学校は「宗派別学校もしくはキリスト教的宗派共同学校」であること（第29条）、さらに学校教育の目的として「神への畏敬と隣人愛」の育成が特筆されている（第33条）。

これに対して、SPDからは、親権が自然権であることへの一定の理解は示されたものの、親権の暴走を防止する必要性から、国家の教育上の権限を親権より強化する条項を設けるべきこと、「自然の」という文言を可能な限り削除すべきことが主張された<sup>21)</sup>。さらに、学校の設置形態としては、歴史的に幾度も見られた激しい宗派对立を学校に持ち込むことを防止する意味から、宗派別学校ではなく、あくまで「キリスト教的宗派共同学校」（christliche Gemeinschaftsschule）とすべきことが、終始要求された<sup>22)</sup>。ただ、ここで注目すべきことは、少なくともワイマル期までは、共産党と同様に学校教育からの宗教教育の排除を党としていたSPDが<sup>23)</sup>、宗教教育を公立学校の「正規の教科」とすること、学校の「キリスト教的」性格づけ自体には賛同している事実である。「我々は完全な道徳的破滅という事態に直面して、（キリスト教の持つ）人間形成上の力を無しで済ますことはできない。」<sup>24)</sup>との発言に端的に示されているように、ナチズムによる教会弾圧と学校からの宗教教育の排除政策<sup>25)</sup>がもたらした惨状と道徳的荒廃という体験から、戦後ドイツの国家と教育の再建に当たって、キリスト教教育が不可欠であることを、もはやSPDとしても認めざるを得なくなっていたのである。

一方、CDUからは、神が創造した自然法により付与された親権の絶対性を強調する主張が繰り返された。それによれば、「親の自然法上の教育権の確定は、ナチズムの強制教育の方式の再来に対する本質的安全装置」であり、「どのような学校形態によって自分の子どもを教育するのかを決定することは、絶対的な親の自然権である」と強調された<sup>26)</sup>。また、SPDが唯一の学校形態として主張した「キリスト教的宗派共同学校」の在り方に対して、CDUはその不十分さを厳しく指

弾した。すなわち、宗派別学校においてと同様に「キリスト教的宗派共同学校」においても、キリスト教信仰が学校でのあらゆる教育活動の基盤となっていることが必要である。しかし、SPDが主張する学校では、確かに宗教は教えられるものの、それは「全ての教育活動を貫徹する〈中心的太陽〉」ではなく、単なる一教科にすぎないから、そうした学校の本質は「宗教教育が飾りでしかない、宗教を欠落した国家的強制装置」に他ならない<sup>27)</sup>、と。

こうして、CDU側は、親権および学校のキリスト教的性格づけの憲法条項においては、「我々には妥協的解決は不可能である」<sup>28)</sup>との強硬な姿勢を最後まで崩さず、憲法成立を恐れて仲介に入ったフランス軍政府の提案も否定する形で（軍政府は憲法の教育規定は大きな原則に止め、詳細は学校法で規定する打開策を提案していた）、先に確認したような宗教教育関連条項を憲法に盛り込んでいったのであった。この条項に関連して、ジュスターヘン自らが執筆した憲法コンメンタールでは、「学校での全教育活動は、全ての教科において、宗派別学校では当該の宗派の精神によって、また宗派共同学校においては一般的なキリスト教の精神によって隅々まで浸透されていなくてはならない。」<sup>29)</sup>と、明記されることになる。

## 結びにかえて

以上、戦後の我が国とは顕著な対照を成している、国家および公教育におけるキリスト教的自然法と宗教教育の重要な位置づけ、換言すれば「宗教教育の復権」という事態の意味とその背景を、ラインラント・プファルツ州憲法を事例として検討してきた。以上の検討を通して、戦後ドイツの諸憲法とそこでの教育に共通する「宗教教育の復権」という事態は、過酷なナチズム体験の中で、それへの対抗理念として再認識され賦活されていったキリスト教信仰および「神の創造意思に起因する自然法」思想を、辛くも戦後まで生き延びたドイツ人自身が自覚的かつ内発的に、ナチズム以後の国家と教育の再建理念として貫徹しようとした帰結であったことが、荒削りながらほぼ明らかとなったと言えるだろう。ラインラント・プファルツ州憲法の制定過程で、ある議員が述べたように、「ナチズムの時代は、キリスト教の価値を無

視した国民は、同時に人間の価値をも破壊し否定してしまおうということを明確に示した」<sup>30)</sup>、というナチズム体験を通して得られた教訓は、ジュスターヘンのみならず、この時期に生きたドイツ人に共有された国家再建の指針だったのである。

<注>

- 1) 初宿正典「いわゆるブレーメン条項の適用範囲ー統一ドイツにおける宗教教育の新展開ー」、『京都大学法学論叢』第144巻第4・5号(1999年)、67頁。
- 2) Helmut Klaas (Hrsg.), Die Entstehung der Verfassung für Rheinland-Pfalz Eine Dokumentation, Boppard am Rhein 1978, S. 19.
- 3) Ebd., S. 24.
- 4) こうしたラインラント・プファルツ州憲法の特質につき、次を参照。Michael Zuber, Die Entstehung der Verfassung für Rheinland-Pfalz, In: Landeszentrale für politische Bildung Rheinland-Pfalz (Hrsg.), 1945-1947 Zwischen Trümmern und Aufbruch, Mainz 1986. Helmut Klaas, a. a. O.
- 5) 影山日出弥「戦後ラント憲法の若干の特質ーラント憲法論序説一」『愛知大学国際問題研究所紀要』第40号(1967年)、宮本光雄「西ドイツ州憲法制定過程とその史料」『成蹊法学』第29号(1989年)、同「ベルリン憲法と抵抗権と戦争兵役拒否権」『成蹊法学』第30号(1990年)、同「西ドイツのヘッセン州憲法と戦争放棄」『成蹊法学』第32号(1991年)。
- 6) この点で、戦後ドイツ教育における宗教教育の復権という現象に着目すべきこと、そしてその実相解明の点で占領下ドイツ諸州憲法の分析の重要性を指摘した對馬達雄の研究は重要である。さしあたり、次を参照のこと。對馬達雄「反ナチス抵抗運動とドイツ戦後教育史ー占領期研究のための論点整理一」『秋田大学教育文化科学部研究紀要 教育科学部門』第60集(2005年)、對馬達雄『ナチズム・抵抗運動・戦後教育』(昭和堂、2006年)。
- 7) 宮本光雄も、ボン基本法の成立過程の研究が「未だ不十分」であり、「各州憲法成立過程研究は、基本法のばあいよりもさらに遅れている」と指摘している。宮田、前傾論文「西ドイツ州憲法制定過程とその史料」、63頁。なお、ハイデルベルク大学プフェツチュ教授が監修者となった戦後ドイツ諸州憲法の成立史研究シリーズ(Heidelberger Studien zur Entstehung von Verfassungen nach 1945, Hrsg.von Frank R. Pfetsch)が、1985年以降現在までに8巻刊行されている。
- 8) ブレーメンは、最初にイギリス軍が進駐していたが、主たる占領地区であるドイツ中南部への補給基地を確保したいとするアメリカ軍との間で協議が続けられ、最終的には1947年1月1日付でアメリカ軍の占領地区とされた。この時から、ブレーメンでの州憲法制定が本格化していった。Wolfgang Kringe, Verfassungsgenese Die Entstehung der Landesverfassung der Freien Hansestadt Bremen vom 21. Oktober 1947, Peter lang 1993, S.17ff.
- 9) この表で示した各州憲法の制定月日は、R. フスラインが編纂した諸州憲法集(R. W. Fülllein, Deutsche Verfassungen Grundgesetz und deutsche Landesverfassungen, Berlin 1951)に依拠している。この日付は各憲法が当該憲法制定議会等で最終議決により成立した日付が使用されていて、憲法の公布日や施行日とは若干の異同が見られる場合がある。
- 10) 憲法制定過程については、基本的に次の文献を参照した。Helmut Klaas, a. a. O., A. Süsterhenn, H. Schafer, Kommentar der Verfassung für Rheinland-Pfalz, 1950, Winfried Becker, CDU und CSU 1945-1950, Hase & Koehler Verlag 1987.
- 11) Helmut Klaas, a. a. O., S. 222.
- 12) 典型的には次のような評価がある。「ジュスターヘンは、誇張なしに、ラインラント・プファルツ州の憲法の精神的父と呼ばれることができる。彼の憲法草案は、本質的な点で最終テキストに反映されることになったから、この憲法は、1人の人物の考え方から決定的に刻印されたという点で、ドイツの憲法史極めて希な事例となった。」Ebd., S. 95.
- 13) A. ジュスターヘンの経歴および思想的背景については、基本的に次の文献に依拠している。Helmut Mathy, Adolf Süsterhenn(1905-1974), In: Geschichte im Westen, 3(1988), Winfried Baumgart, Adolf

- Süsterhenn(1905-1974), In:Zeitgeschichte in Lebensbildern, Bb.6 (1984)
- 14) この時期にジュスターヘンが弁護人を務めた被告人には、ナチス政権の前に帝国議会副議長を務めた Thomas Esserya Heinrich Hirtsiefer(1876-1941) がいた。彼は、鍵職人からカトリック系労働運動家、中央党議員として活躍し、1921年にはプロイセン州福祉大臣、1825-1932年プロイセン州副首相も務めた。1933年9月に、エッセンでSS(親衛隊)により逮捕され、「私は貧乏人のヒルトジーファーです」という看板を掛けられ、町で嘲笑されている。その後、2箇所の強制収容所で拘禁された。Aus:[http://de.wikipedia.org/wiki/Heinrich\\_Hirtsiefer](http://de.wikipedia.org/wiki/Heinrich_Hirtsiefer)
- 15) シュテレーはオランダ系ドイツ人で、そのカルヴァン派の信仰のために、妻とともに最初からナチス体制に反対していた。彼は、1937年からは反ナチス抵抗運動の中核にいたゲルデラー(1945年刑死)と連携し、1944年7月20日のヒトラー暗殺と新政府樹立計画(ワルキューレ作戦)の実行後には、オランダとベルギーの軍隊の指揮を執ることになっていた。Helmut Mathy, a. a. O., S. 205f.
- 16) 反ナチス抵抗グループについては、さしあたり、對馬、前掲書『ナチズム・抵抗運動・戦後教育』第II章を参照のこと。
- 17) Cf. A. Süsterhenn, V. RUFNER, *Wir Christen und die Erneuerung des staatlichen Lebens*, Bamberg 1948, P. Bucher(Hrsg.), *Adolf Süsterhenn. Schriften zum Natur-, Staats- und Verfassungsrecht.* Veröffentlichung der Kommission des Landtages für die Geschichte des Landes Rheinland-Pfalz, Bd.16, Mainz 1991.
- 18) A. Süsterhenn, H. Schäfer, a. a. O., S. 18-23.
- 19) Helmut Klaas, a. a. O., S. 09, 168, 223.
- 20) Ebd., S. 237.
- 21) Ebd., S. 146, 170.
- 22) Ebd., S. 251, 344.
- 23) Reinhard Schmoeckel, *Der Religionsunterricht. Die rechtliche Regelung nach Grundgesetz und Landesgesetzgebung*, Hermann Luchterhand 1964, S. 3 f.
- 24) Helmut Klaas, a. a. O., S. 251.
- 25) ナチス期の宗教教育の実態については、本稿で詳しく論じる余裕はない。他日を期したい。Cf. Reinhard Schmoeckel, a. a. O., E. Ch. Helmreich, *Religious Education in German Schools An Historical Approach*, 1959.
- 26) Helmut Klaas, a. a. O., S. 238.
- 27) Ebd., S. 239.
- 28) Ebd.
- 29) A.Süsterhenn, H. Schäfer, a. a. O., S. 153.
- 30) Helmut Klaas, a. a. O., S. 277.
- <付記>本稿は、日本教育学会第65回大会(2006年8月25日)における研究発表に加筆・修正したものであり、また平成17~19年度科学研究費補助金(基盤研究(C)、研究課題:『過去の克服』とドイツ戦後教育の展開)、研究代表:對馬達雄)による研究成果の一部である。

(2007. 1. 9 受理)